

広島県告示第百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県尾道市因島原町及び同市因島洲江町地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
和田川隣（七四〇隣）	土石流	和田川隣（七四〇隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
西岡川（七四一）	土石流	西岡川（七四一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
西岡川（七四一隣）	土石流	西岡川（七四一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
波戸岡川支川（七四二）	土石流				
波戸岡川（七四三）	土石流	波戸岡川（七四三）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
波戸岡川（七四四）	土石流	波戸岡川（七四三）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
高浜川（七四六）	土石流				
高浜川隣（七四六隣）	土石流	高浜川（七四六）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
福部川（七四七）	土石流	福部川（七四七）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
福部川隣（七四七隣）	土石流	福部川（七四七）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

高松川（七 四九a）	土石流	次の図のとおり	
---------------	-----	---------	--

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。